

避難勧告等の発令・伝達マニュアル

平成29年5月改訂

小 郡 市

目次

第1章 総則	1
第1節 はじめに	1
第2節 避難行動の基本的な考え方	1
第3節 避難勧告等の種類等	2
第2章 水害編	3
第1節 災害の特性と住民の避難行動	3
1. 外水氾濫	3
2. 内水氾濫	3
第2節 避難すべき区域	4
第3節 避難勧告等の発令の判断基準	4
第4節 水位情報及び洪水注意報・警報等の入手先	4
第5節 避難勧告等の発令基準	5
1. 宝満川端間橋下流〔水防警報指定河川〕	6
2. 宝満川端間橋上流〔水位情報周知指定河川〕	8
3. 筑後川〔洪水予報指定河川〕	9
4. 大刀洗川〔水位情報周知指定河川〕	10
5. 秋光川〔水位情報周知指定河川〕	11
第6節 避難勧告等の伝達方法と内容	11
1. 避難勧告等の伝達方法	11
2. 避難勧告等の伝達文	11
第3章 土砂災害編	13
第1節 災害の特性と住民の避難行動	13
第2節 避難すべき区域	13
第3節 避難勧告等の発令の判断基準	14
第4節 土砂災害警報情報等の入手先	14
1. 土砂災害警報情報	14
2. 土砂災害危険度情報	14
3. 急傾斜地の崩壊の前兆現象	15
第5節 避難勧告等の発令基準	16
第6節 避難勧告等の伝達方法と内容	16

第1章 総則

第1節 はじめに

近年の一連の災害では、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題としてあげられた。

これらには様々な要因が考えられるが、行政側としては避難勧告等の意味合い（避難勧告と避難指示（緊急）の区別等）が不明確なこと、具体的な基準がないために判断できないこと、災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況が十分に把握できていないこと、確実性のない段階での判断に限界があること等が要因としてあげられ、住民側からは、住民自ら危険性を認識できないこと、切迫性のない段階での行動に限界があること、避難勧告等が伝わってもどのように行動していいかが分からないこと等があげられている。さらに、近年の特徴として、高齢者等の避難行動要支援者の被災が多いことや避難途中で被災している人が多いことも事実である。

このような状況を踏まえ、本市においては適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難勧告等の具体的な発令基準となる『小郡市避難勧告等の発令・伝達マニュアル』を取りまとめた。

本マニュアルは、現時点での知見に基づき、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準、さらには、避難勧告等の伝達方法について取りまとめたものであり、今後の水害・土砂災害に関する情報体制の整備進捗や避難行動の反省等により、必要な時期に随時見直しを行うものとする。

本マニュアルの対象とする災害は、水害及び土砂災害とする。

第2節 避難行動の基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- ・避難行動要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ・道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ・真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第3節 避難勧告等の種類等

避難勧告等の発令時には、避難所を開設するものとし、避難勧告等の種類、発令の内容及び住民に求める行動は、次のとおりとする。

下記の避難勧告等を発令した際は、直ちにその旨を三井消防署に通報するものとする。

避難勧告等の種類	発令の内容	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援を開始） ○上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所へ避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難行動中の住民は、速やかに避難行動を完了 ○未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

□避難指示（緊急）：災害対策基本法第60条、水防法第29条

□避難勧告：災害対策基本法第60条

□避難準備・高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報は、高齢者など避難に時間を要する方に対して早めに避難を

避難勧告等の発令に伴う水防信号の吹鳴（水防法第20条）については、「無線によるサイレン吹鳴に関する協定書」に基づき、三井消防署に要請する。

吹鳴を要請する避難勧告等	種類	サイレン信号
避難準備・高齢者等避難	第一信号	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○— 休止 ○— 休止 ○—
避難指示（緊急）	第四信号	(約1分) (約5秒) (約1分) ○— 休止 ○—

第2章 水害編

第1節 災害の特性と住民の避難行動

1. 外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

すでに浸水が始まっている場合における避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
- ・流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能である。
- ・用水路等への転落の恐れのある場所では、道路上10cm程度でも危険である。
- ・浸水深50cm未満の地域については危険が及ぶと判断される場合は、自主避難を呼びかける。
- ・避難が遅れた場合は、自宅の2階や近隣の堅固な建物へ避難する等、安全な場所に身をおくこと。

2. 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害になることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要となる。河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

すでに浸水が始まっている場合における避難について、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様とする。

第2節 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる避難すべき区域の運用にあたって、留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換を行うこと。
- ・避難すべき区域は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・避難すべき区域の作成の際に参考とした浸水想定区域図（ハザードマップ）は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

第3節 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準の運用にあたって、留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮すること。

第4節 水位情報及び洪水注意報・警報等の入手先

□国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

筑後川河川事務所 防災情報 <http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>

□福岡県 河川防災情報

・インターネット用 <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html>

・携帯電話用 <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

□九州防災ポータルサイト http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/

第5節 避難勧告等の発令基準

1. 宝満川端間橋下流〔水防警報指定河川〕

※河川管理者 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

①対象とする災害

- ・破堤・越水氾濫

②警戒すべき区間

- ・左右岸 小郡市端間橋から九州自動車道宝満橋付近（市境）まで

③宝満川の特性

- ・上流地域（原田雨量観測所）に降った雨が約2～3時間後に到達
- ・上流地域（原田雨量観測所）で総雨量400mm（又は時間最大雨量50mm）を超えると下流地域（端間水位観測所）の水位が危険水位に達するおそれ

④過去の雨量状況と水位状況の相関関係

年度	出水時期	観測所名	位置	雨量状況			
				累加雨量(mm)	時間最大雨量		
					日	時	雨量(mm)
28年	6月20日～21日出水	原田	筑紫野市下見	85	6月20日	22:00	37
	6月22日～23日出水	原田	筑紫野市下見	248	6月22日	4:00	39
	9月28日～29日出水	原田	筑紫野市下見	169	9月28日	20:00	26
26年	7月3日出水	原田	筑紫野市下見	163	7月3日	8:00	33
24年	7月13日～14日出水	原田	筑紫野市下見	438	7月14日	4:00	42
22年	7月10日～15日出水	原田	筑紫野市下見	524	7月13日	6:00	58
21年	7月24日～26日出水	原田	筑紫野市下見	455	7月26日	11:00	57
	6月28日～7月1日出水	原田	筑紫野市下見	334	7月1日	8:00	33

年度	出水時期	観測所名	位置	筑後川合流点からの距離(km)	水位状況		
					今回最高水位		
					日	時	水位(m)
28年	6月20日～21日出水	端間	小郡市端間	7.93	6月21日	0:00	2.80
	6月22日～23日出水	端間	小郡市端間	7.93	6月22日	20:30	3.21
	9月28日～29日出水	端間	小郡市端間	7.93	9月28日	23:40	2.76
26年	7月3日出水	端間	小郡市端間	7.93	7月3日	11:00	3.18
24年	7月13日～14日出水	端間	小郡市端間	7.93	7月14日	7:50	3.90

22年	7月10日～15日出水	端間	小都市端間	7.93	7月14日	10:20	3.89
21年	7月24日～26日出水	端間	小都市端間	7.93	7月26日	14:10	4.19
	6月28日～7月1日出水	端間	小都市端間	7.93	7月1日	10:40	2.81

※水防団待機水位（2.40m）に達した出水時期

（2）避難すべき区域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	西福童区の一部、東福童区の一部、上西区の一部、二森区の一部、宝城北区、宝城南区の一部、二夕区の一部、古飯区の一部	床上浸水	
想定浸水深 2m程度以上	西福童区の一部、東福童区の一部、上西区の一部、二森区の一部、宝城南区の一部、二夕区の一部、古飯区の一部、下西区の一部、八坂区の一部、光行区の一部、平方区の一部	平屋水没	八坂区には養護老人ホーム「池月苑」あり
想定浸水深 5m程度以上	上西区の一部、下西区の一部、八坂区の一部、光行区の一部、平方区の一部	2階が水没	
堤防から 500mの範囲	寺福童区の一部、西福童区の一部、東福童区の一部、二森区の一部、上西区の一部	家屋が損壊	破堤後の氾濫流の到達が早く、破壊力も大きい

（小都市洪水ハザードマップより）

(3) 避難勧告等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
端間水位観測所	2.40m	3.60m	4.00m	4.65m	6.05m

(4) 避難勧告等の基準

避難勧告等は以下の基準を基に、発令する。

避難勧告等の種類	基準	対象区域及び避難所
避難準備・高齢者等避難開始	○端間水位観測所の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき	○避難すべき区域 味坂小学校区全域、 西福童区の一部、東福童区の一部、二森区の一部、宝城北区、二夕区の一部、古飯区の一部、
避難勧告	○端間水位観測所の水位が、避難判断水位を突破し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され小郡市に影響がある場合	○避難所 味坂小学校 御原小学校 宝城中学校 小郡中学校 高齢者社会活動支援センター（シルバー人材センター）
避難指示（緊急）	○端間水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき ○大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	

2. 宝満川端間橋上流〔水位情報周知指定河川〕

※河川管理者 福岡県久留米県土整備事務所、福岡県那珂県土整備事務所

(1) 避難勧告等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
下見水位観測所	2. 30 m	2. 68 m	2. 93 m	3. 29 m

(2) 避難勧告等の基準

避難勧告等は以下の基準を基に、発令する。

避難勧告等の種類	基 準	対象区域及び避難所
避難準備・高齢者等避難開始	○下見水位観測所の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき	○避難すべき区域 乙隈区の一部、下鶴区の一部、井上区の一部、上岩田区の一部、横隈区の一部、力武区の一部、新島区の一部、大保区の一部、大板井1区、大板井2区の一部、緑区の一部、東町区の一部、小板井1区、小板井2区の一部、大崎区、開1区の一部、寺福童区の一部、西福童区の一部、東福童区、御原小学校区の一部、味坂小学校区の一部
避難勧告	○下見水位観測所の水位が、避難判断水位を突破し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○上流域において河川の氾濫が発生したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され小郡市に影響がある場合	○避難所 市内全避難所の内から指定した避難所
避難指示（緊急）	○下見水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超え、更に上昇すると予想されるとき ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき ○大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	

3. 筑後川 [洪水予報指定河川] ※河川管理者 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所

(1) 避難勧告等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	HWL
片ノ瀬水位観測所	5.40m	6.70m	7.80m	8.50m	12.82m
※参考 瀬ノ下水位観測所	3.50m	5.00m	6.80m	7.10m	8.78m

(2) 避難勧告等の基準

避難勧告等は以下の基準を基に、発令する。

避難勧告等の種類	基準	対象区域及び避難所
避難準備・高齢者等避難開始	○片ノ瀬水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、更に氾濫危険水位に達すると予測されるとき	○避難すべき区域 味坂小学校区全域、
避難勧告	○片ノ瀬観測所の水位が氾濫危険水位を突破し、更に水位が上昇したとき ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され小郡市に影響がある場合	宝城北区、二森区、二タ区の一部、古飯区の一部、下岩田区の一部、東福童区、西福童区の一部 ○避難所
避難指示（緊急）	○片ノ瀬観測所の水位が氾濫危険水位を超え、河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき ○大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	味坂小学校 御原小学校 宝城中学校 小郡中学校 高齢者社会活動支援センター（シルバー人材センター）

4. 大刀洗川 [水位情報周知指定河川]

※河川管理者 福岡県久留米県土整備事務所

(1) 避難勧告等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
西の宮橋水位観測所	4. 6 9 m	5. 5 6 m	5. 7 8 m	6. 1 1 m

(2) 避難勧告等の基準

大刀洗川浸水想定により河川の氾濫による家屋被害は小郡市光行区・下西区の数世帯（50cm 以下）である。避難勧告等は上記（1）の基準を基に、発令する。

5. 秋光川 [水位情報周知指定河川]

※河川管理者 佐賀県鳥栖土木事務所

(1) 避難勧告等の基準とする水位観測所

水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
飯田橋水位観測所	2. 1 0 m	2. 6 0 m	3. 4 0 m	4. 0 0 m

(2) 避難勧告等の基準

避難勧告等は以下の基準を基に、発令する。

避難勧告等の種類	基 準	対象区域及び避難所
避難準備・高齢者等避難開始	○飯田橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇すると予測される時	○避難すべき区域 下町区の一部、西福童区の一部、東福童区の一部
避難勧告	○飯田橋水位観測所の水位が避難判断水位を突破し、更に氾濫危険水位に達すると予想される時 ○河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある亀裂、漏水等）を確認したとき ○記録的短時間大雨情報（110mm/時間）が発表された場合、若しくは、近隣市町村に記録的短時間大雨情報が発表され小郡市に影響がある場合	○避難所 大原中学校 小郡中学校
避難指示（緊急）	○飯田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、更に上昇すると予想される時 ○河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき ○堤防の決壊・水があふれるのを確認したとき ○特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	

第6節 避難勧告等の伝達方法と内容

1. 避難勧告等の伝達方法

- ・防災行政無線による伝達
- ・防災メール「まもるくん」、エリアメール等による配信
- ・テレビ、ラジオ放送、市HP等による広報
- ・市、消防関係（消防署、消防団）、警察関係の広報車による広報
- ・行政区長、自主防災組織等に対する電話、FAX等による伝達
- ・水防信号（サイレン吹鳴）による伝達
※小郡（市役所）、味坂（味坂校区公民館）、御原（4分団格納庫）、立石（3分団格納庫）、三国（三国校区公民館）の5ヶ所
- ・高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、別途電話、FAX等による伝達

2. 避難勧告等の伝達文

（1）伝達する際の注意事項

- ・避難情報は住民が短時間に認識できる情報量を考慮すること。
- ・車両による広報はなるべくゆっくりと巡回すること。
- ・地域に応じた避難情報（具体的な直近避難場所等）を具体的に提供すること。
- ・夜間の発令や既に道路冠水により避難が困難な状況も想定されることなどを留意する。

（2）避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（例文）

＜避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、小郡市です。〇〇川の水位が避難判断水位に達するおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

このまま雨が降り続きますと、今後さらに水位が上昇する危険性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。

また、高齢の方など、避難に時間がかかる方は、お近くの避難所へ早めの避難をしてください。

(3) 避難勧告の伝達文（例文）

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、小都市です。〇〇川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難勧告を発令しました。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちにお近くの避難所へ避難してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物の2階へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

（なお、「道路冠水により〇〇へは通行ができません。△△方面へ迂回してください。」「〇〇川の水位は、〇〇時間後には危険水位に達するおそれがあります。」「道路冠水がいたるところで発生していますので、避難の際は十分に注意してください。」等）

(4) 避難指示（緊急）の伝達文（例文）

＜避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、小都市です。〇〇川の水位が氾濫危険水位を突破したため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。未だ避難していない方は、緊急に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

（〇〇川が越水・堤防決壊する恐れがあり、大変危険な状況です。）

住民の皆さんは、直ちにお近くの避難所へ避難をしてください。十分な時間がない方は近くの安全な建物の2階へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

（なお、「浸水等により〇〇へは通行ができません。△△方面へ迂回してください。」「〇〇川は、〇〇時間後には越水・堤防決壊するおそれがあります。」「道路冠水がいたるところで発生していますので、避難の際は十分に注意してください。」等）

第3章 土砂災害編（急傾斜地の崩壊）

第1節 災害の特性と避難行動

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なって発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため、市では、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりとする。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

第2節 避難すべき区域

福岡県指定の急傾斜地の崩壊を対象とする地域は三国中校区域内に2箇所あり、土石流及び地すべりを対象とする地域はない。市職員や消防職員又は消防団員による危険個所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を基に、避難勧告等の対象となる避難すべき区域を判断する。

避難勧告の対象となる避難すべき区域の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

第3節 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- 避難勧告等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る5kmメッシュ毎の危険度判定等にも留意すること。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮すること。

第4節 土砂災害警戒情報等の入手先

1. 土砂災害警戒情報 <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、福岡県砂防部局と気象台が共同して発表する情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

土砂災害警戒情報等が発表されていなくても斜面の状況には常に注意を払い、普段と異なる状況に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難することが必要である。

2. 土砂災害危険度情報 <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/>

土砂災害危険度情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報であり、気象庁にて判定される指標雨量を元に土砂災害の危険性を表したものである。

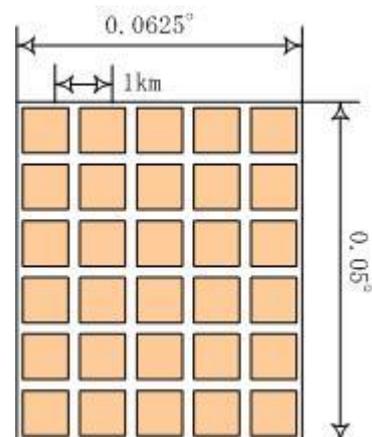
土砂災害の危険性は、下表に示す3段階のレベルで表すが、土砂災害の危険性が表示されていない地域でも、土砂災害が発生するおそれがあるので、特に危険箇所の近隣では十分な注意が必要である。

土砂災害危険度情報	
 (紫)	レベル3 (警戒Ⅱ) 土砂災害発生危険性が最も高い状態です。 十分に警戒して下さい。
 (赤)	レベル2 (警戒Ⅰ) 土砂災害発生危険性が高まっています。 警戒して下さい。
 (黄)	レベル1 (注意) 土砂災害発生危険性があります。 注意して下さい。

※メッシュ表示について

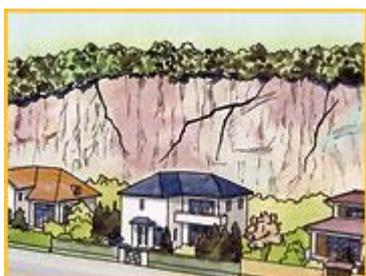
危険度状況図で表示するメッシュは、福岡県全域（土砂災害危険箇所が存在しない平野部等を除く）を約5kmのメッシュ区画にて合成表示したものであり、総数188の区画にて土砂災害の危険性を表すものである。

なお、5kmメッシュは150km・50km・25km・10kmの各区画図で、5km・2.5kmの区画図では1kmメッシュで確認できる。また、5kmメッシュは北緯6km*東経5kmの領域となる。



3. 急傾斜地の崩壊の前兆現象

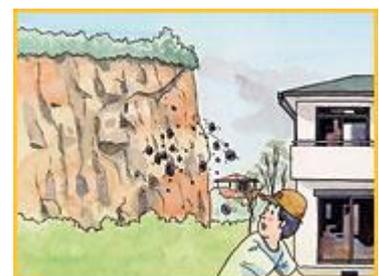
- ・がけから水が吹き出す
- ・がけからの水が濁る
- ・がけに亀裂が入る
- ・小石がパラパラと落ちてくる
- ・がけから音がする



がけに割れ目が見える。



がけから水が湧き出ている。



がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。

第5節 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は以下の基準を基に、判断して発令する。

避難勧告等の種類	基準	対象地域及び避難所
	○土砂災害危険度情報 レベル1（注意） 土砂災害の危険あり	○避難すべき区域 土砂災害警戒区域、特別警戒区域が存在する区域（津古区の一部、三沢区の一部、三国が丘2区の一部、希みが丘区の一部、横隈区の一部）
避難準備・高齢者等避難開始	○土砂災害危険度情報 レベル2（警戒Ⅰ） 土砂災害の危険性が高まっている	○避難所 小郡高校、三国小学校、三国校区公民館
避難勧告	○土砂災害危険度情報 レベル3（警戒Ⅱ） 土砂災害の危険性が最も高い状態 ○土砂災害警戒情報が発表された時 ○前兆現象が確認された時	のぞみが丘小学校 三国中学校
避難指示（緊急）	○近隣で土砂災害が発生した場合 ○大雨特別警報が発表された場合、若しくは、近隣市町村に大雨特別警報が発表され小郡市に影響がある場合	

第6節 避難勧告等の伝達方法と内容

（1）伝達する際の注意事項

第2章水害編第6節避難勧告等の伝達方法と内容に準じる。

（2）避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（例文）

<p><避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（住民あて）の例></p> <p>こちらは、小郡市です。現在、土砂災害危険度情報が発令されており、土砂災害の危険性が高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>〇〇地区で、がけや斜面のお近くにお住まいの皆さんは、今後がけ崩れが起こる危険性がありますので、いつでも避難できるように準備してください。</p> <p>また、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、お近くの避難所へ早めの避難をしてください。</p>

(3) 避難勧告の伝達文（例文）

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、小郡市です。現在、土砂災害警戒情報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難勧告を発令しました。がけ崩れの危険性が高まっており、大変危険な状況です。

〇〇地区で、がけや斜面のお近くにお住まいの皆さんは、直ちにお近くの避難所へ避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。

(4) 避難指示（緊急）の伝達文（例文）

＜避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例＞

こちらは、小郡市です。現在、土砂災害警戒情報が発令されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。すでに、〇〇地区でがけ崩れが発生しており、大変危険な状況です。未だ避難していない方は、緊急に避難してください。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちにお近くの安全な建物へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難をお願いします。